そして，従来の判例は，この趣旨から，憲法上要求される合理的期間について，基本的には，投票価値の較差が違憲状態に陥ってからこれが継続している期間（国会として是正が求められている期間）の長さに重きを置き，その間の較差の変動やその間にとられた是正措置の有無なども踏まえながら，求められる是正内容に要するであろう立法の作業や手続の時間を，是正内容の事柄の性質上必要とされる合理的期間として考慮し，これらの点を客観的に評価して判断を行ってきているものと解される。このように，合理的是正期間の法理においては，立法の憲法適合性の審査としての客観的な合理性に基づく判断が求められているのであって，こうした点からも従前の判例の評価，判断の在り方は首肯できるように思われる。

上記の判例法理を前提に検討すると，国会は，投票価値の不平等の是正方法について，その時期，範囲（総定数の見直しとの関係など），手法（漸次的，段階的，計画的是正など）等について広範な立法裁量権を有しているが，立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている違憲状態を解消させる責務を負うのであって，この裁量権を考慮するにしても，時期的，時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があると考えられる。人口異動による選挙区間の投票価値の較差の是正についていえば，前の選挙時においてその較差が違憲状態に至っていたとすれば，人口異動に関する国勢調査の結果やその時期も踏まえ，（衆議院では解散のあり得ることも想定の上）次回の選挙時までには何らかの是正が求められ，次回の選挙時において区割規定に実効的な是正が施されていなかったとすればそのことに正当な理由が求められることになろう。

平成21年に実施された前回の選挙に関する平成23年大法廷判決の判示は多数意見２⑷，３⑵のとおりであるところ，同判決は，遅くとも前回の選挙時には本件旧区割基準及び本件選挙区割りは違憲状態に至っていたとし，合理的是正期間の法理を適用して違憲の判断を控えた上で，是正方策の照準も示して違憲状態の速やかな解消を求めている。そして，平成22年10月に実施された国勢調査の結果は，いずれも投票価値の較差の拡大を示しており，また，区画審としては国勢調査に基づく選挙区の改定に関する勧告の期限を平成24年２月に迎えたが，各都道府県への定数配分の枠組みも定まらないため，勧告がないまま期限を経過し，事態は多数意見２⑸のとおり推移した。この時点までに，１人別枠方式を廃し，旧区画審設置法３条１項による定数配分の枠組みが定められ，選挙区の改定の勧告に至っていれば，漸次的な改定であるにせよ平成25年改正後の新区割規定のような改定は，事柄の性質上必要な作業的，手続的な期間を考慮してもなお実施が可能であったと考えられる。

本件において求められた是正は，投票価値の平等の観点から選挙区間の較差を是正することであるが，今回は１人別枠方式という区割基準を廃止した上，人口比例に基づく区割基準により都道府県への定数の配分及び区割りの改定を行うことが求められ，これまでの人口異動による較差の是正と比べ，改定のための立法の作業や手続にそれに応じた時間を要することは容易に理解される。しかし，区割基準の改廃といっても，新たな基準を検討するものではなく，旧区画審設置法３条２項の特例を廃止して，同条１項の原則的な人口比例を基本とする基準で定数配分を見直す作業であり，これに基づく区割規定の見直しは，人口異動による見直しと本質的には大きく異なるものではないといえよう。区割規定の改正には区画審の勧告手続が必要とされ，手続に時間を要する上，議員の利害等が関係し，合意形成や議院の審議に相当な時間を要すること，衆議院では解散があり得ることなどは，これを見込んで実施可能な工程が考えられるべきであり，このような工程に基づけば，本件選挙時までに，少なくとも漸次的な是正策である上記の新区割規定への改正を了することは可能であったと考えられる。

もとより国会は是正の方法について広範な立法裁量権を有しており，また，本件において，国会が是正の必要性を認識して意識的に是正に取り組んだことは評価されるべきものである。これに対し，様々な政治的要請や優先課題が存在したことなど，国会情勢や政治情勢上速やかに合意を形成することが容易ではない事情があったことも認められるが，これらの諸事情は，事柄の性質に照らして通常必要とされる合理的期間を超えて区割規定の是正を行わなかったことを許容する正当な理由となり得るとはいい難いと思われる。

以上のとおり，従来の判例法理の趣旨及びその評価の観点からすると，本件においては，憲法上要求される合理的期間内の是正は可能であったのに，これを行わなかったものと評価せざるを得ず，今回の選挙時における本件区割規定は，憲法の規定に違反するに至っていたと考える。

３　そこで，第３段階として，区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に，選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かについて，判例が認めてきているいわゆる事情判決の法理の適用の問題を検討する。

いわゆる事情判決の法理も，累次の最高裁の大法廷判決において形成されてきており，確立した判例法理ということができる。そして，この判例法理は，是正についての国会の広い裁量権の尊重がその背景にあり，国会が自ら制度の見直しを行い得る事情が認められる以上，選挙が無効とされることによる正常ではない議会の状況や再選挙による多大な負担といった不都合な事態を回避しようとするものである。この判例法理の適用基準としては，区割規定が憲法に適合していない場合，本来的には選挙の効力は否定されるべきであるから，この法理の適用は慎重であるべきであるが，選挙を無効としない結果，違憲の区割規定等により選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益，他方で選挙を無効とする結果，区割規定の改正を選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないといった憲法の予定しない事態等が現出されることによってもたらされる不都合，更にその他諸般の事情を総合考慮して，無効を宣することの適否を判断するものとされている。

前者の不利益については，国会が，合理的期間内において是正を行うには至らなかったにしても，是正に向けて意識的な取組を行い，多数意見２⑸のように平成24年改正法の附則に区割り改定の方向と道筋を示し，選挙後ではあるがその方向と道筋に沿って区割規定の改正を実現していることは，選挙人の選挙権の制約という不利益を軽減ないし解消させる事情として十分に評価できるのであり，この点からも，本件においては，いわゆる事情判決の法理の適用が相当であって，選挙の無効を宣するまでの要はないと考える。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとされた本件選挙区割りについて，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであり，本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っていると考えるものであるが，本件においては選挙の違法を宣言するにとどめるべきものと考える。その理由は以下のとおりである。

１　憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至った議員定数配分の根拠規定についてもそれにつき合理的期間内における是正がされなかった場合に初めて違憲の判断を下すべきであるとするのは多数意見の引用する最高裁昭和51年４月14日大法廷判決（以下「昭和51年大法廷判決」という。）以来の中選挙区制下の当審の判例とするところであるが，その理由とするところは，人口の異動がその性質上可変性を有し，上記違憲状態そのものについても更に変化が予想されること，上記の人口の異動に応じてその都度定数配分等の手直しをすることが政治の安定性の要請の面からみて必ずしも望ましくないということにあり，これらの点を考慮して改正の要否及び時期を決定するについても立法府が一定程度の裁量権を有することや事柄の性質上かかる改正の実現にはある程度の期間が必要とされること等をしんしゃくして，是正措置が講ぜられてしかるべき時期を経過するまでは当審として違憲判断を下すことは相当でないとするものである。これは，私の理解するところによれば，立法府の不作為責任それ自体，ひいてはこれとの関連における立法府の故意又は過失の有無を問題とするものではなく，したがって，議員定数配分が違憲状態にあることに対して十分な認識を有しなかったことにつき国家に咎められるべき点があったかどうかは本来上記判断とは直接の関係がないものと解される（多数意見の引用する最高裁昭和58年11月７日大法廷判決における裁判官中村治朗の反対意見参照）。なお，本件は中選挙区制下の議員定数配分規定ではなく小選挙区制下の区割規定の憲法適合性が問題となっている事案であるが，上に述べたところは小選挙区制下の区割規定についても同様に適用されるべきものと解される。

合理的期間の性質が上記のものであると解される以上は，その起算点は，本来は違憲状態が生じた時とすべきものであり，立法府の認識の有無は原則として無関係となるものと考えられる。しかし，本件のように，当審が合憲の判断を下してい